

令和 6 年 5 月 20 日

陳 述 書

東京高等裁判所第14民事部イ(二)C係 御中

警視庁 警察署

1 はじめに

私は、平成28年1月8日から令和3年10月7日まで公安部外事第一課（以下「外事一課」といい、同課員を「外事一課員」といいます。）に在籍しており、大川原化工機株式会社（以下「一審原告会社」といいます。）、大川原正明氏、相嶋静夫氏及び島田順司氏に係る外国為替及び外国貿易法違反被疑事件の捜査に従事した者として、本件の国家賠償請求訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）の第一審において、当時の捜査経緯等について証言をしましたが、その内容に関し補足説明します。

併せて、令和元年5月9日に行われたL-8i型という噴霧乾燥器（以下「L-8i」といいます。）の温度測定実験（以下「本件実験」といいます。）について、私が作成した令和元年5月15日付け温度測定結果報告書（「丙第14号証」と表記のあるもの。以下「本件報告書」といいます。）の作成経緯のほか、大学客員教授（以下「教授」といいます。）から専門的な事項を聴取した状況等について、お話しします。

2 捜査会議での「熱が行き渡らないところがある」との報告について

私は、第一審の証人尋問において、裁判官から、捜査当時、一審原告会社の従業員が取調べにおいて噴霧乾燥器内部で特定の場所が低くなるという話をしたことについて聞いたことがあるかと質問され、捜査会議において、一部、熱が行き渡らないところがあるのではないかと一審原告会社の従業員が述べているという報告があったことを証言しました。また、裁判官から、その報告を受けて新たに実験しようという話が出なかったのかと問われ、そういう話が出なかったと証言しました。

これは、当時の捜査会議において、相嶋氏から聴取を行った警部補（以下「警部補」といいます。）が、同氏がバグフィルタの一番下は空気が流れにくい

ので温度が上がらないと述べている旨を報告したことがあったので、このことを証言したものです。そして、当時、バグフィルタの下部は既に温度測定実験を行っており、この報告を受け改めて実験をする必要がなく、実際に誰も新たに実験しようとは言っていませんでしたので、その旨を証言したものです。

裁判官からはそれ以上詳しく尋ねられることはなく、この点の尋問は終わってしまいましたが、第一審の判決内容を見る限り、説明が不十分で、当時、捜査会議で話題に上ったのがあたかも測定口のことだったと誤解されたのではないかと思います。

なお、補足すると、私は、■■■■警部補が捜査会議で捜査結果や取調べ結果を報告するのを何度も聞いていますが、■■■■警部補は自分で作成したメモや報告書に沿って忠実に報告しており、メモや報告書に記載のない事柄を報告していたことはなかったと認識しています。

3 本件実験について

本件実験は、私を含めた外事一課員5名で行いました。

当時、外事一課では、L-8 i について、「装置末端の排風機後にあるダクト」と「サイクロンの下部」の2箇所が最低温箇所になると想定していたため、この2箇所の温度測定実験を行うことになり、その際、製品回収容器内の温度も参考で測ることになりました。

私は、証人尋問の際、この「参考」の意味を十分に説明できませんでしたので、この点について補足説明します。

私たち捜査員は、各種捜査を行うに当たっては、例えば実況見分の際に多めに写真を撮影しておくとか、関連しそうな部分の距離の計測をしておくとか、取調べや聞き込みの際には、主な聴取事項以外の周辺情報を聴取したりすることがあります。これは、その時は必要がないものでも、その後の捜査の進展具合によっては活用される可能性を見据えてのものであり、私の知る捜査員の間では、こうしたものを「参考」と呼称していました。

また、これらは当該捜査の時点で必要な捜査結果ではないため、記録だけを残しておく、捜査メモや報告書に記載しないことも当然あります。

当時、L-8 i の製品回収容器内の温度測定をすることについて、上司の方から、製品回収容器内を何の目的や理由で温度測定するのかについて説明はなかったと記憶していますが、その時点で製品回収容器はダンパが設置できるため内部ではないと認識しており、私自身、特に疑問には思うこともなく、実況見分で写真を多めに撮るのと同じ感

覚でこれを行ったものです。なお、本件実験後の令和元年7月13日、私は、部下である■■■■■ 巡查長とともに、一審原告会社のエンジニアリング部に所属していた■■■■■ 氏の取調べを行い、噴霧乾燥器の構造に詳しい同氏にL-8 i にダンパを取り付けたことがあるかを尋ねてみたところ、同氏は、顧客からの要望により、ダクトの角度を変えることで奥行きを確保してL-8 i のサイクロンと製品回収容器の間にダンパを取り付けたことがあると述べていました。

また、私たちがこの実験で使用した温度計測器は、計測中の温度推移が分からないタイプのものであり、温度測定実験開始後、実験が終了するまでの数時間、捜査員のやる事がなくなってしまうため、本件実験中に捜査員の間で、リアルタイムに温度が分かれば、といった話をしていたところ、これを聞いていたと思われるL-8 i 所有者の■■■■■ 株式会社の社長（以下「社長」といいます。）が極細型熱電対等の温度計測機器を持ってきてくれました。

私は、この好意に感謝したものの、以前、外事一課員が別の噴霧乾燥器に警視庁所有の熱電対を設置して温度測定実験を行った際、計測される数値の幅が大きく、設置箇所に隙間ができてしまって測定温度が不正確になったことがあり、さらに、L-8 i も乾燥運転中でしたので、実験が始まっているため温度計測器は設置できないのではないかと尋ねると、社長は、「大丈夫ですよ。」「鍋（製品回収容器のこと）を取り外すだけですよ。」などと言いながら製品回収容器を取り外しました。この際、サイクロンから熱風が「ゴー」という大きな音を立てて流れ出たので、私は、内心「大丈夫か」と思い、機械が壊れるのではないかと不安になりましたが、社長は手早く製品回収容器内に極細型熱電対をテープで貼り付け、元通りに製品回収容器を取り付けました。社長は、製品回収容器内の温度を測るのは初めてであるとか、せっかくだからなどと興味がある様子で製品回収容器を取り付けていたと記憶しています。

また、本件実験終了後、私が実験結果についての本件報告書を作成しました。この際、機器内部の測定箇所は「装置末端の排風機後にあるダクト」と「サイクロンの下部」の2箇所でしたので、この2箇所の温度測定結果を記載しました。

また、社長が極細型熱電対を設置した際に製品回収容器を取り外したために外気が流入し、この2箇所の計測記録に急激な温度低下が記録されていたので、この経緯を明らかにするため、「操作者が、『器械内部の温度状況を独自に把握したい』旨を申し立て、同社で保有する温度測定器『極細型熱電対』を、午後0時11分、製品回収容器底部に設置した。」と記載しました。これは、私たちが行った温度測定実験とは別の温度測定であったことや、上述したとおり、普段からL-8 i を使用している社長が興味が

ある様子で積極的に極細型熱電対を設置して下さったことなどの状況を踏まえて記載したものです。なお、「器械内部の温度状況を独自に把握したい」との記載については、社長の発言を必ずしも逐語的に記載したものではないため、「旨」と表現しています。

なお、本件訴訟において、一審原告会社側が、本件実験の際に製品回収容器内の温度が目標に達しなかったことから、測定した事実等を隠蔽したなどと主張しているとお聞きしましたが、上述のとおり、L-8 i はダンパが取り付けられるため、そもそも製品回収容器は殺菌が必要な機器内部には当たりません。そのため本件報告書には機器内部に当たる箇所の温度を記載したものにすぎず、測定した事実等を隠蔽したなどということは一切ありません。

4 ■■■■■ 教授の聴取状況について

外事一課では、L-8 i が捜査対象になる前に、噴霧乾燥器の輸出規制要件の一つである輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（以下「本件省令」といいます。）2条の2第2項5号の2ハに規定されている「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」に一審原告会社製のR L-5型という噴霧乾燥器が該当するかについての捜査を行っており、この要件にある「滅菌」、「殺菌」の解釈について、様々な有識者から聴取を行っていました。

この捜査の一環として、日本薬局方の改正に伴う調査員であった■■■■■教授から聴取を行うことになり、私は、■■■■■警部補（以下「■■■■■警部補」といいます。）とともに、平成29年10月23日と同年12月19日の2回にわたって■■■■■教授から聴取を行いました。

■■■■■警部補は、C I S T E C発行の輸出管理品目ガイダンスや本件省令、昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号・62貿局第322号「輸出貿易管理令の運用について」を示し、説明を加えながら、■■■■■教授の見解を聴取していました。

■■■■■教授は、本件訴訟において、■■■■■警部補や私からオーストラリア・グループ（以下「AG」といいます。）の原文を示されたことはない旨陳述しているとのことですが、■■■■■警部補は、■■■■■教授に限らず他の企業等から見解を聴取する際にもガイダンス等の資料を必ず持参し、ガイダンスに掲載されているAGの原文等を示しながら説明をしていました。■■■■■教授は、噴霧乾燥器の規制要件や噴霧乾燥器の構造等に関する■■■■■警部補の説明を聞いた上で、自身の見解を示して下さっていたので、私は、■■■■■教授がそれらを理解した上で見解を示してくれているものと認識しています。

■■■■■教授から聴取を終えた後、■■■■■警部補は、平成29年12月26日付けの聴取結

果報告書（「丙A第129号証」と表記のあるもの）を作成し、当時、私もその内容を確認しましたが、その内容は私の認識と相違なく、同報告書には、 教授が当時私たちに説明した内容が記載されています。

5 おわりに

本件訴訟の一審における私の証言の補足、本件実験や本件報告書の作成経緯、 教授の聴取状況は以上のおりであり、私は、これら一連の捜査経緯に違法な点はないものと認識しております。